

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	肥料取締法の一部を改正する法律
規制の名称	(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け (イ) 指定混合肥料制度の創設
規制の区分	拡充、緩和
担当部局	農林水産省消費・安全局農産安全管理課
評価実施時期	令和元年 10 月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け</p> <p>汚泥や産業副産物を原料とする肥料の割合は増加傾向にあるが、これらの原料は有害成分を含む場合もあるため、原料管理が重要である。また、肥料に求められる品質が多様化しており、様々なニーズに対応した適正な表示の重要性が高まっている。適正な原料管理及び適正な表示の義務付けを行わない場合にも、これまでどおり行政指導により一定の品質や表示が確保されると考えられるものの、一部の肥料メーカーにおいては、自らの責任による原料管理や正確な表示が行われず、将来的に、有害成分による植害等の被害や、不適切な品質表示による農家の経済被害が発生するおそれがある。そのため、①原料規格の導入、②原料帳簿の義務付け、③原料に関する虚偽宣伝の禁止、④肥料の品質や効果に関する基準（肥料が効く速度に関する表示等）の整備を行う。</p> <p>(イ) 指定混合肥料制度の創設</p> <p>現行制度においては、化学肥料等の普通肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料や、肥料に土壤改良資材を混入した肥料は、登録を受け、厳格な成分管理を行わなければ生産できないが、当該規制が維持されれば、これらの肥料の生産は引き続き少量にとどまると考えられる。このため、①普通肥料、特殊肥料又は土壤改良資材を配合した肥料について、成分保証を行わず、届出による生産を認める、②登録済み肥料を配合後に造粒した肥料について、登録制から届出制に移行する見直しを行う。</p>
想定される代替案	<p>【規制以外の政策手段】</p> <p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け</p> <p>肥料の原料管理及び表示の基準を設け、国等による適合性審査に合格した肥料メーカーのみに肥料生産を認める制度の導入。</p>

	<p>(イ) 指定混合肥料制度の創設 指定混合肥料に該当する肥料の生産を登録制の下で認める現行規制を維持。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け 必要最低限の適正な原料管理及び適正な表示を既にも実施している肥料メーカーにおいては、遵守費用は発生しないものの、任意で全く帳簿をつけていない業者（約 13%）においては帳簿の作成が必要となり、1年当たり約 1 億円の遵守費用が発生。</p> <p>(イ) 指定混合肥料制度の創設 規制緩和的措置であり、遵守費用は発生しない。</p>	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け 当該措置の遵守費用として、審査手数料の負担が発生する。製品の審査と異なり、業者の審査は現地確認も要するため、1件当たり 20 万円程度、加えて旅費として 1 件当たり約 10 万円、全体で 6.6 億円の遵守費用が予想される。企業の審査を 3 年ごとに更新するものとする、1 年当たり 2.2 億円の遵守費用となる。</p> <p>(イ) 指定混合肥料制度の創設 現状維持であり、遵守費用は発生しない。</p>
行政費用	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け これまで行政指導として行っていた業務を法的な根拠に基づく監督業務として行うこととなり、追加的な行政費用は発生しない。</p> <p>(イ) 指定混合肥料制度の創設 生産要件や手続の緩和により、指定混合肥料として新規に届出される肥料の監督に要する費用が増加するため、全体で約 65 万円の行政費用が生じる。</p>	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け 当該措置の行政費用として、本代替制度下での監督に要する費用（1 年当たり約 460 万円）が発生する。</p> <p>(イ) 指定混合肥料制度の創設 現状維持であり、行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>(ア) 肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け 肥料の利用者がより安心して肥料を利用できるようになるこ</p>	

	<p>とが期待される。過去に発生した事案では、平均約 21.7 億円の経済被害が発生していることから、当該規制の導入により、1 件当たり約 21.7 億円程度の被害発生を防ぐことができると見込まれる（同様の事例は直近 5 年で 4 件発生）。</p> <p>（イ）指定混合肥料制度の創設</p> <p>農家にとっての肥料の選択肢の拡大については、農家の行動選択によることから、その効果を金銭価値化することは困難である。なお、複数資材を一度に散布する場合は、施肥に係る作業時間が 1.2 時間/10a 分削減可能。5 万 ha の農地に施肥される場合、全体として約 17 億円分の省力化や生産費の抑制に繋がる。</p> <p>肥料メーカーにとっては、登録済みの肥料を配合後に造粒した肥料について、登録制から届出制に移行することにより、登録・更新手数料について、約 3,200 万円の負担軽減が見込まれる。</p>	<p>（イ）指定混合肥料制度の創設</p> <p>現状維持のため、追加的な便益は発生しない。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>本規制による競争状況への影響については、品質や安全が未確認の原料の利用や、根拠に基づかない品質表示が制限されることとなる。一方、汚泥や産業副産物を原料とする肥料の信頼性向上や、堆肥等を原料とする配合肥料の生産拡大により、我が国における未利用資源の有効利用が進むとともに、農地への有機物の投入が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、農業生産性の向上につながることを期待される。</p>	<p>現状維持を含むものであり、副次的な影響や波及的な影響は、今回の規制の見直しに比べ限定的となる。</p>
<p>費用と効果（便益）の関係</p>	<p>（ア）肥料の適正な原料管理及び適正な表示の義務付け</p> <p>遵守費用：現在全く帳簿をつけていない業者には、全体で約 1 億円の遵守費用が見込まれる。</p> <p>行政費用：当該措置の行政費用は発生しない。</p>	

	<p>効果（便益）：原料虚偽等による経済被害の発生を防ぐことができることから、約 17.4 億円と見込まれる。</p> <p>これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。</p> <p>（イ）指定混合肥料制度の創設</p> <p>遵守費用：当該措置の遵守費用は発生しない。</p> <p>行政費用：新規に増加する銘柄の監督に要する行政費用が約 65 万円増加しうる。</p> <p>効果（便益）：既存の銘柄の一部が登録制から届出制に移行することによる肥料メーカーの遵守費用の軽減が約 3,200 万円、農家における省力化による便益が約 17 億円生じる。加えて、いわゆる「土づくり」による農業生産性向上が見込まれる。</p> <p>これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を緩和することが妥当である。</p>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。
備考	